

奈良県告示第三百八十三号

昭和三十九年四月奈良県告示第一号（分任出納員への事務の委任）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

表土木部まちづくり推進局住宅課に勤務する出納員の項中「土木部まちづくり推進局住宅課」を「県土マネジメント部まちづくり推進局住宅課」に、「敷金」を「家賃、敷

地域振興部観光局ならのにぎわり課に係る観光振興事業の入場料を行うこと。

金」に改め、同表会計局に勤務する出納員の項中

地域振興部観光局国際観光課が  
る奈良国際研修館に係る使用料の  
行うこと。

いつく の収納	地域振興部観光局 ならのにぎわいつ くり課に勤務する 分任出納員
所管す 収納を	地域振興部観光局 国際観光課に勤務 する分任出納員

を

地域振興部観光局観光振興課に係る観  
光振興事業の入場料の収納を行うこと。

地域振  
観光振  
する分

一 奈良県協働推進基金に係る寄附金の

くらし創造部協働

興部観光局  
興課に勤務  
任出納員

に、

一 奈良県協働推進基金に係る寄附金の  
収納を行うこと。  
二 奈良県協働推進センターに係る諸収入の収納  
を行うこと。

推進課に勤務する  
分任出納員

を

一 奈良県協働推進基金に係る寄附金の 収納を行うこと。 二 奈良県協働推進センターに係る諸収入の収納 を行うこと。	奈良県地域改善対策奨学金等貸与条例 及び奈良県同和対策専修学校及び各種学 校修学資金等貸与条例を廃止する条例（ 平成十四年三月奈良県条例第四十四号） による廃止前の奈良県同和対策専修学校 及び各種学校修学資金等貸与条例（昭和 六十二年七月奈良県条例第十号）に基づ く返還金及び延滞金の収納を行うこと。	くらし創造部協働 推進課に勤務する 分任出納員
	奈良県地域改善対策奨学金等貸与条例 及び奈良県同和対策専修学校及び各種学 校修学資金等貸与条例を廃止する条例（ 平成十四年三月奈良県条例第四十四号） による廃止前の奈良県同和対策専修学校 及び各種学校修学資金等貸与条例（昭和 六十二年七月奈良県条例第十号）に基づ く返還金及び延滞金の収納を行うこと。	くらし創造部人権 施策課に勤務する 分任出納員

に、「土木部

用地対策課」を「県土マネジメント部用地対策課」に、「土木部まちづくり推進局営繕課」を「県土マネジメント部まちづくり推進局営繕課」に改め、同表県税事務所及び自動車税事務所に勤務する出納員の項中「に係る」の下に「事務を除き、」を加え、同表奈良公園管理事務所に勤務する出納員の項中「観光自動車駐車場」を「自動車駐車場」に改め、同表筒井寮及び登美学園に勤務する出納員の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表女性センターに勤務する出納員の項の次に次のように加える。

檀原公苑に勤

檀原公苑使用条例（昭和二十七年七月

檀原公苑に勤務す

務する出納員	奈良県条例第四十六号) に基づく公苑本館の更衣室に係る使用料の収納を行うこと。	る分任出納員
--------	---	--------

表畜産技術センターに勤務する出納員の項中「並びに」の下に「手数料及び」を加え、同表家畜保健衛生所に勤務する出納員の項中「業務第一課に係る」及び「並びに」の下に「手数料並びに」を加える。